

令和 7 年度 SNS を活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

令和 7 年度 SNS を活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託

(2) 目的

SNS 上に東京の農林水産業をテーマにしたショート動画を投稿し、興味関心を持たない層が東京の農林水産業の魅力に気づく契機とする。

（将来的な一次産業従事者を増やすため、ターゲットを 20 代～30 代の若年層に設定。）

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 選定事業者数

1 者

2 事業提案上限額

28,805,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあつては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目 120「催事関係業務」の「A」

「B」又は「C」等級に格付けされていること。又は、官公庁や他団体等からの委託により、都内産農林水産物を扱う催事関係業務の履行実績を有すること（この場合、実績確認のため当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを併せて提出すること）。

4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 資料の配布

仕様書は、財団ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込

① 以下の書類を提出すること。

ア 様式1「企画提案参加希望票」

イ 様式2「会社概要・実績一覧表」

ウ 資格要件に対応する以下の（ア）（イ）いずれかの書類

（ア）東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し
及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し

（イ）官公庁や他団体等からの委託により、都内産農林水産物を扱う催事関係業務の履行実績を有することを証明するものの写し（当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写し）

② 期 限：令和7年5月2日（金曜日）から令和7年5月14日（水曜日）まで
午前10時～午後5時（正午～午後1時は除く）

③ 申込先：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

④ 方 法：郵送または持参
郵送の場合は、期限内に必着とする。

(3) 指名通知

指名をした者のみに対し、令和7年5月19日（月曜日）までに指名通知を電子メール等で行う。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問は、以下のとおり受付・回答するので、様式3「質問票」により、電子メールで送付すること。なお、電子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年5月19日（月曜日）から令和7年5月23日（金曜日）午後5時まで

※送付先アドレス tisanweb@tdfaff.com

(2) 回答方法

令和7年5月27日（火曜日）までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メー

ルで送付する。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提案に関する注意事項

- ア 「仕様書」で要求する事項について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。
- イ 「仕様書」で要求する事項以外に、より良い提案がある場合には、併せて提案すること。
- ウ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、A4版サイズ（横）、頁数は20ページ以内、文字サイズは12ポイント以上とする。表紙に「令和7年度SNSを活用した農林水産業のプロモーション事業業務委託企画提案書」と表記すること。

「仕様書」に基づき、特に以下の項目を重点的に提案すること。

- ① 本業務の運営体制（工程別の人員体制、役割分担、システム管理体制及びセキュリティ対応含む）
- ② 業務責任者の略歴（業績を含む）
- ③ 業務実績（特に官公庁・他団体の受託実績、都内産農林水産物を扱う催事関係業務等の実績について）
- ④ 業務スケジュール（業務別の作業項目、受託者、財団の作業内容等）
- ⑤ 企画案
 - 【動画の制作】
 - ・動画の制作方針（総論及びSNS別）
 - ・具体的な制作映像イメージ
 - ・アニメーションの活用案
 - ・制作した映像に係る著作権の保全策
 - 【動画の配信】
 - ・PR効果を高めるための配信スケジュール案
 - ・広告配信の活用案
 - 【目標値の設定、効果検証】
 - ・事業目的達成に必要なKPIの提案
 - ・効果検証の結果の活用案
- ⑥ サーバーについて

映像制作にあたり、セキュリティレベルが高く安定した運用ができるサーバーの導入・整備、稼働環境、運用保守管理について提案すること。
- ⑦ セキュリティ対策

映像制作に係るセキュリティ対策について、障害発生時の対応方法も含めて提案すること。

⑧ その他（自由提案）

本事業の目的達成のために有効と思われることがあれば、仕様書記載以外の事項について積極的に提案すること。

イ 見積書（様式任意）

- ① 見積総額及び内訳について詳細に明記すること。見積総額は消費税等の諸税を含んだ金額とする。
- ② 履行期間中に発生するすべての費用を見積総額に含めること。

(3) 提出方法

ア 提出部数

各12部を提出すること。うち、8部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 期限

令和7年6月2日（月曜日）午後5時（必着）

ウ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 地産地消推進課 地産地消食育係
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

エ 方 法

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出がなかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査方法

本業務の事業者の選定について、あらかじめ提示した事業提案上限額をもとに企画提案を募り、財団が設置する企画審査会において、審査基準に基づき履行能力や提案内容等を総合的に判断して、事業者を選定する。なお、応募者多数の場合には、事前に書類審査を行い、審査会に参加できる応募者を選定することがある。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出した企画提案書等をもとに行い、資料の書き換え、追加資料の配布は認めない。

- ・実施日：令和7年6月6日（金曜日）
- ・実施時間：事業者による応募書類の提案説明20分、質疑応答20分／ 計40分
- ・実施場所：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

・その他

ア 時間等の詳細については別途通知する。

イ オンライン参加について

希望があればオンライン（Teams）による参加も可能とする。オンラインによる参加を希望する場合には、下記のとおりとする。

- ㊦ オンラインによる参加を希望する場合は、希望申出期間中に担当部署（地産地消推進課 地産地消食育係）に電話で申し出ること。
- ㊧ 参加URLは、別途通知する。
- ㊨ プレゼンテーション開始10分前までには参加URLにアクセスし、ミーティング会議への接続待ち状態で待機すること。
- ㊩ 希望があれば、企画審査会当日の音切れや接続状況等の環境確認のための疎通検証を事前に行うことができる（検証日時は財団が指定する）。希望する場合は、指名通知後、企画提案書提出期限までに担当部署（地産地消推進課 地産地消食育係）に電話で申し出ること。ただし、事前の疎通検証は企画審査会当日の疎通を保証するものではなく、財団は疎通不良について一切責任を負わないこととする。

(2) 審査基準

項目	評価の視点
実施体制 ・ 運営能力	管理運営体制（業務体制）は適正かつ効果的な履行が期待できるか 取組内容やスケジュールが具体的に示され、履行期間内に実施が可能であるか
	官公庁又は他団体等での受託実績があるか（特に、東京の農林水産業関連）
	本事業推進に有益な、東京の農林水産業や東京産食材に関する知識や、生産者等と関わった経験を有しているか
	映像制作にあたり必要な技術を備えているか

企画力	「東京の農林水産業に興味関心を持たない若年層をターゲットに、その魅力を発信する」という事業目的を十分に理解した提案がなされていたか
	3つの SNS それぞれの特性を活かした、具体的な提案がなされていたか
	事業目的達成の指標となる、実効性ある KPI の提案がなされていたか
	仕様内容を上回る優れた提案があったか
システム・セキュリティ対応	制作動画データを保存するためのサーバー等の運用・保守体制は万全か セキュリティ対策は万全か
価格の妥当性	提案内容に対する経費(内訳含む)は妥当か 経費配分は妥当か

8 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和7年6月10日（火曜日）までに電子メール等にて通知する。なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

9 日程（予定）

公募・希望申出受付開始	令和7年5月2日（金曜日）
公募締切	令和7年5月14日（水曜日）
企画審査会への指名通知	令和7年5月19日（月曜日）
質問受付期間	令和7年5月19日（月曜日）～令和7年5月23日（金曜日）午後5時まで
質問回答	令和7年5月27日（火曜日）
企画提案書等の提出期限	令和7年6月2日（月曜日）午後5時（必着）
プレゼンテーションの実施	令和7年6月6日（金曜日）
決定通知	令和7年6月10日（火曜日）

1 0 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が調った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。

なお、最も優れた提案を行った者と協議が調わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (2) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

1 1 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。

- (2) プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。
なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター等は財団側で準備するが、パソコンは参加者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておくこと。

- (3) 提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合

ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提案書等の提出がなかった場合

エ 企画審査会の当日、開始時間に遅刻又は欠席した場合

オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合

カ 見積金額が事業提案上限額を超えた場合

1 2 担当部署（連絡先）

公益財団法人東京都農林水産振興財団（立川庁舎）

地産地消推進課 地産地消食育係

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3－8－1

電話番号 042-528-0510

E-mail tisanweb@tdfaff.com